

市有地売却の申込要領

【常時公募】

○ 受付期間 令和7年4月1日（火）～12月26日（金）

午前9時～午後4時30分

※閉庁日は受付を行いません。

○ 受付場所 廿日市市役所4階 公共施設マネジメント課資産管理係

【お問い合わせ先】

廿日市市 経営企画部公共施設マネジメント課 資産管理係
（廿日市市役所4階）

〒738-8501 廿日市市下平良一丁目11番1号

電話 0829-20-0001（内線1408、1407）

ダイヤル 0829-30-9180

廿 日 市 市

——— 目 次 ———

	ページ
1 常時公募物件	2
2 申込の資格	3
3 申込の条件	3
4 申込に必要な書類	3
5 申込の手続き	3
6 市有地の分譲における暴力団等の排除の取組みについて	4
7 買受予定者の決定方法	4
8 売買契約の締結及び売買代金の支払方法	5
9 所有権の移転等	5
10 売買契約に係る特約事項	5
11 その他	6
12 暴力団等排除措置要綱等	6～8
◎ 物件説明書（物件調書、位置図・用地実測図等、現況写真）	
◎ 広島圏都市計画用途地域計画図	

※添付書類（買取申出書、誓約書、委任状）

1 常時公募物件 先着順で買受予定者を決定します。

所在：広島県廿日市市

物件 番号	所在・地番	地目	実 測 面 積		売却価格（円）
			平方メートル	坪	
4	前空三丁目930番251	宅地	1,112.34	336.48	54,100,000
	前空三丁目930番252	雑種地	0.80	0.24	

※面積は実測面積です。

※午前9時の受付開始時刻より前に申込があった場合は、受付番号カードを交付します。

申込みが複数となった場合は、受付番号カードを交付した全ての申込者を午前9時で同着とし、次に定める抽選により先着者を決定する。

(1) 受付番号カードの順番により予備抽選を行い、出た玉と同じ数の1から始まる本抽選番号カードを交付するものとする。

(2) 本抽選番号カードの順番により本抽選を行い、1番の玉がでた申込者を先着者とする。

2 申込の資格

申込者は個人（市内在住、在勤を問いません。）及び法人とします。

ただし、次のいずれかに該当する人は、申し込むことができません。

- 契約を締結する能力を有しない人
- 破産者で復権を得ない人
- 市税を滞納している人
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号又は第6号に該当する者、広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）

申込者資格の確認のため、警察当局に照会します。照会の結果、申込者（共有者含む。）が暴力団等に該当すると判明した場合は、申込を無効とします。

3 申込の条件

宅地の所有権移転登記の際に共有の希望がある場合は、共有予定者全員が連名で申込んでください。

4 申込に必要な書類

『買取申出書』に必要事項を記入の上、次の書類を添付し、受付期間内に受付場所まで直接提出してください。

物件毎に原本1部を提出してください。

- ① 誓約書
- ② 住民票（個人のみ）
- ③ 印鑑登録証明書（法人は印鑑証明書）
- ④ 市税の納税証明書（廿日市市の市税について滞納がないことを証明する書類）
- ⑤ 委任状及び代理人（受任者）本人と確認できるもの（代理人により申込及び契約しようとする場合のみ。本人確認の例は、社員証、運転免許証など）
- ⑥ 身分証明書（個人のみ）（破産者で復権を得ない者でないこと等を証明する書類で、本籍地の市町村長が発行するもの。※外国籍の方は、本証明書は不要です。）
- ⑦ 商業・法人登記 全部事項証明書（法人のみ）
- ⑧ 役員等一覧（様式第3号）（法人のみ）
 - ※ ③、④及び⑥については、発行後3ヶ月以内のもの。
 - ※ ②及び⑦については、所有権移転登記にも使用しますので、発行後1ヶ月以内のもの。
 - ※ 共有の場合には、連名者全員の書類が必要です。

5 申込の手続き

受付開始日以降に申込に必要な書類をそろえて、受付場所に直接持参してください。

(1) 常時公募 申込の受付開始日及び場所

- ① 受付期間 **令和7年4月1日（火曜日）～12月26日（金曜日）**
午前9時～午後4時30分
※閉庁日は受付を行いません。
- ② 受付場所 **廿日市市役所4階 経営企画部公共施設マネジメント課資産管理係**

(2) 物件の確認について

申し込みにあたっては、必ず物件の下見をして現況を確認してください。

※申し込みを行う前に必ず申込者において、現地及び物件の利用等に係る諸規制についての調査確認を行ってください。

※物件は、現況（図面と現況が相違している場合、現況が優先します。）のままで引き渡します

(3) 申し込みに当たっての注意事項

ア 電気・上下水道・ガス等の各戸への引き込み、空中架線の撤去、接面道路上の電柱・街路樹等の移設及び車両乗り入れ施設の設置、埋蔵文化財包蔵地の場合の発掘調査などの手続き及び費用は、原則として本人負担となります。詳細については、関係企業者及び関係行政機関にご確認ください。

イ 敷地に建物を建築する場合には、建築基準法等による法的な規制や守っていただく条項があります。建物の設計を行われるときは、あらかじめ建築可能な規模、周辺の施設計画等を調査していただく必要があります。

ウ 売却物件の地下埋設物調査、地盤調査及び土壌調査は、行っておりません。

エ 売却物件は、現状有姿での引渡しとなります。従って、工作物（フェンス、擁壁、給排水施設、舗装、車止め等）、樹木等を含むものとし、越境物がある場合についても現状有姿のまま引渡しとなります。

オ 越境物の処理については、廿日市市は関与しませんので、相隣関係で話し合ってください。契約後に越境が判明した場合も同様です。

カ 越境が目立つもの、明らかに視認できるものは、物件説明書の参考事項欄に記載してあります。（ただし、樹木、草花、簡易に移設できるものの越境については、記載していない場合もあります。）

キ 現地説明は行いません。また、物件説明書の記載事項は、調査時点における一般的な調査内容を列記したものであり、現時点で変更されている場合がありますので、申込者は、必ず御自分で現地や諸規制の確認を行ってください。現況と差異が生じた場合は、現況が優先されます。

(4) その他

ア 郵便、電話、ファックス及び電子メールによる受付は行いません。

イ 買取申出書等に不備があった場合は、受付をお断りすることがありますので、申出書類の訂正用に申出書に押印された印鑑を必ずご持参ください。

ウ 買取申出書に虚偽の記載をされた場合は、申込を無効とします。

6 市有地の分譲における暴力団等の排除の取組みについて

(1) 申し込みに当たっては、暴力団等の確認のため、次に掲げる情報を警察当局に照会しますので、あらかじめご了承の上、お申し込みください。

○ 氏名、ふりがな、住所、性別、生年月日

(2) 警察当局への照会の結果、申込者が暴力団等であることが確認された場合は、当該申込者の行なった申し込みは、無効となります。

(3) 上記確認作業の状況により、売却に係る事務手続きが一時的に留保される場合がありますので、あらかじめご了承の上、お申し込みください。

(4) 常時公募物件を暴力団等がその活動のために利用する等公序良俗に反する用途に供し、また、これらの用途に供されることを知りながら、常時公募物件の所有権を第三者に移転し、又は常時公募物件を第三者に貸すことを禁止します。

7 買受予定者の決定方法

(1) 原則、先着順です。ただし受付期間内は、随時申込を受け付けますので、買取申出書及び申込に必要な書類（4 申込に必要な書類 参照）を提出した場合は、次点申込者としての資格を有します。

(2) 買取申出書には、受付順位を記載した受付印を押印します。第1申込者が辞退等した場合は、次点申込者が繰り上がります。次点申込者の資格については、途中で辞退し

ても差し支えありません。

なお、次点申込者の資格は、第1申込者の契約締結時に消滅します。この場合、希望があれば書類をお返しします。

- (3) 第1申込者が辞退等した場合、次点申込者の繰り上げの連絡は、別に市が通知します。

8 売買契約の締結及び売買代金の支払方法

- (1) 買取申出書等を提出された方は、2週間以内に市と売買契約を締結していただきます。
- (2) 売買代金は、①契約締結と同時に全額を一括払いする方法と、②売買代金の100分の10以上の契約保証金（手付金）を契約締結時に払い、2ヶ月以内に残金を払う方法があります。
- (3) 買受者の責めに帰すべき理由により契約が解除されたとき（買受者が支払期限までに売買代金を支払わないとき等）は、契約保証金は廿日市市に帰属することとなります。
- ※契約の締結と同時に売買代金の全額を支払う場合には、契約保証金を納付する必要はありません。
- (4) 売買契約書に貼付する収入印紙、所有権の移転登記に必要な登録免許税など、その他契約に必要な一切の費用は、買受者の負担となります。

9 所有権の移転等

- (1) 所有権の移転は、売買代金が完納された日とし、同時に土地を引渡します。
- (2) 所有権の移転登記は、土地の引渡し後に市が行います。

10 売買契約に係る特約事項

売却物件の売買契約には、次の特約を付しますので、これらの定めに従っていただくこととなります。

- (1) 指定する用途

用途地域において許容されている戸建て住宅に限定します。

なお、建築物の階数は地階を除いて2階以下とします。

- (2) 禁止する用途

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業及び同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する業務の用途に使用することはできません。

また、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）の適用を受ける団体その他の反社会的団体及びそれらの構成員並びに暴力団等が、その活動のために利用するなど、公序良俗に反する用に供してはなりません。

- (3) 買受人は、売買契約締結の日から10年間、売買物件に地上権、質権、使用貸借による権利、又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定または設定したその他の権利の移転を禁止します。

ただし、あらかじめ廿日市市の承認を得れば、権利の設定が可能です。この場合買受者は、その残存期間についてその権利者に、本項かつ(1)～(2)の義務を承継させなければなりません。

なお、ここでいう権利の設定には、抵当権の設定は含みません。また、買戻権が行使された場合の譲渡対価返還請求権に対する質権の設定も可能です。

- (4) (1)～(3)の条件の履行状況を確認するため、廿日市市は、随時、売却物件の利用状況について実地調査を実施し、買受者に報告、資料の提出を求めることが出来るものとします。

- (5) 廿日市市の承認を得ないで(1)～(3)いずれかに該当する行為をした場合は、廿日市市は売買契約締結の日から10年間に限り、買戻しをすることができるものとします。

売買契約に伴う所有権移転登記と同時に10年間の買戻特約の登記を行います。

また、買戻権を行使した場合には、買戻価格は売買代金と同額とします。買戻権が設定された土地を分筆したときは、分筆後の面積に応じて按分した売買代金を、分筆後の各土地の売買代金とします

- (6) やむを得ない事由により買戻し特約を解除する必要がある場合は、廿日市市に、詳細な事由を書面にて申請しなくてはなりません。

(7) 違約金

買受者は、(1)～(3)に規定する特約事項に違反した場合は、売買代金の100分の30に相当する額の違約金を廿日市市に支払わなければならない。

(8) 申込者が暴力団等に該当した場合の契約の解除

廿日市市は、売買契約締結後、申込者が暴力団等に該当することが判明した場合は、違約金の請求、買戻権の行使及び売買契約を解除するものとします。

(9) 第三者への承継

売却物件を暴力団等がその活動のために利用する等公序良俗に反する用途に供し、また、これらの用途に供されることを知りながら、売却物件の所有権を第三者に移転し、又は売却物件を第三者に貸すことを禁止します。

11 その他

- (1) 不正な申し込みがあった場合は、その申込は無効となります。
- (2) 物件の引き渡しは現況のままで行います。各自で必ず現地を確認してください。
- (3) 現地を確認されるときには、周辺の迷惑とならないように注意してください。また、足元が悪いところもありますので、注意してください。
- (4) 建物を建築するに当たっては、建築基準法及び市の条例等により、指導等がなされる場合がありますので、関係機関にご確認ください。
- (5) 売買契約締結の日から売買物件の引渡しの日までの間に、廿日市市の責めに帰することができない理由により、売買物件を滅失、き損等の損害を生じたときは、その損害は買受者の負担とします。
- (6) 買受者が、売買契約に定める義務を履行しないために、廿日市市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。
- (7) 買取物件の活用にあたっては、法令等の規制を必ず遵守しなければなりません。
- (8) 本件市有地の売却は、この申込要領の他、廿日市市契約規則（昭和63年規則第15号）によります。

12 暴力団等排除措置要綱等

○廿日市市物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要綱（抄）

（指名除外による排除等）

第3条 市長は、競争入札参加資格を有する者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められるときは、廿日市市競争入札資格者指名除外措置要綱（平成9年4月1日制定）に基づき速やかに指名除外を行うものとする。

2 市長は、公有財産の売却において、別表に掲げる措置要件のいずれかに該当する者を契約の相手方としないよう措置を講じるものとする。

（再委託の禁止）

第4条 市長は、物品調達等の契約の相手方（以下「受注者」という。）が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当する者に契約の履行を委託又は請け負わせることを、承認してはならない。

（契約の解除）

第5条 市長は、受注者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められる場合に、

当該契約の解除ができるよう措置を講じるものとする。

(不当介入に対する措置)

第6条 市長は、受注者が契約の履行に当たって、暴力団等から不当要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、受注者にその旨を本市へ報告させるとともに、所轄の警察署に届け出させるものとする。

2 市長は、前項の報告があった場合は、所轄の警察署と協議を行い、受注者を適切に指導するものとする。また、不当介入による被害を受けている場合には、所轄の警察署に被害届を提出させるものとする。

3 市長は、第2項の規定について、機会あるごとに受注者を指導するものとする。

(関係機関との連携)

第7条 市長はこの要綱の運用に当たっては、警察等捜査機関との密接な連携のもと行うものとする。

別表

措置要件
1 代表役員等若しくは一般役員等が、暴力団の関係者であると認められるとき、又は暴力団関係者が資格者の経営に実質的に関与していると認められるとき。
2 代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められるとき。
3 代表役員等又は一般役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に資金その他の財産上の利益を提供しており、又はこれらに便宜を供与するなどして積極的に暴力団の維持運営に協力若しくは関与していると認められるとき。
4 代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
5 代表役員等又は一般役員等が、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められ、若しくは4に該当することとなる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

○廿日市市暴力団排除条例（抄）

（目的）

第1条 この条例は、廿日市市からの暴力団の排除に関し、基本理念を定めるとともに、市及び市民等の役割を明らかにし、講ずべき措置を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって市民の安全な生活を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員及び現に広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が行われている者をいう。
- (4) 暴力排除活動 暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより市民の生活又は市内における事業者の事業活動に生じた不当な影響を排除するための活動をいう。
- (5) 事業者 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）及び事業を営む個人をいう。
- (6) 市民等 市民及び事業者をいう。
- (7) 関係機関等 法第32条の2第1項の規定により、広島県公安委員会から都道府県暴力追放運動推進センターとして指定されている法人その他の暴力排除活動を行う機関又は団体をいう。

（基本理念）

第3条 暴力排除活動は、暴力団が市民の安全な生活に悪影響を及ぼす存在であることを市、市民等及び関係機関等が共に認識し、相互に連携し、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、推進されなければならない。

（市の役割）

第4条 市は、市民等の協力を得るとともに、広島県（以下「県」という。）及び関係機関等と連携し、暴力団の排除に関する施策を推進するものとする。

2 市は、暴力排除活動を行おうとする市民等に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

（市の事務及び事業における措置）

第6条 市は、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、市が実施する入札に暴力団員等を参加させず、及び法令に違反しない限りにおいて暴力団員等を補助金、交付金等の交付の対象としないようにする等の必要な措置を講ずるものとする。

2 市及び市の公共施設の管理を行わせる指定管理者は、暴力団の活動のために公共施設を使用しようとする者に使用の許可を与えないことができることとする等の必要な措置を講ずるものとする。

（県及び他の市町への協力）

第7条 市は、暴力団の排除のための施策が講じられるよう、県及び他の市町に対し、情報の提供その他の必要な協力を行うものとする。

物 件 説 明 書

この物件説明書は、購入希望者が現地を確認される上での参考資料です。

※ この物件は、現況のままで引き渡します（図面と現況が相違している場合、現況が優先します）。

立木の伐採、雑草の草刈、切株の除去、フェンス・囲障・井戸など地上・地下・空中工作物の補修・撤去等の負担及び調整は、物件敷地の内外及び所有権等権利の帰属主体のいかんを問わず、廿日市市では一切行いません。

また、上下水道、電気及び都市ガスなど供給処理施設の引込みが可能である場合に、既存の埋設管等の補修や新たに敷地内への引込みを要することがありますが、廿日市市では、補修や引込工事等の実施、これらに必要な費用の負担、供給処理施設への負担金の支出等は一切行いませんので、建築関係機関及び供給処理施設の管理者などにお問い合わせの上、各自で対応してください。

地下埋設物及び土壤汚染に関する調査は行っておりません。

物件番号 4

所 在 地	廿日市市前空三丁目 930 番 251、930 番 252				
住 居 表 示	なし				
地 積	930 番 251	1112.34 m ² (公募)	1112.34 m ² (実測)	地目	宅地
	930 番 252	0.80 m ² (公簿)	0.80 m ² (実測)		雑種地
形 状 等	北西側間口：約 50m、奥行：約 22m ほぼ長方形 ほぼ等高接面～約 2.5m 高く接面				
接面道路 の幅員等	北西側：幅員約 6m前空 25 号線に接面 舗装／あり 歩道／なし 南西側：幅員約 6m前空 27 号線に接面 舗装／あり 歩道／なし				
都 市 計 画 法 等 の 制 限、 許 可 状 況 等	市街化区域				
	用途地域	第一種低層住居専用地域	その他	宅地造成等工事規制区域 居住誘導区域 景観計画区域	
	建ぺい率	50%			
	容 積 率	100%			
	都市計画法	・開発許可(変更):平成2年3月19日 都整第613号 ・検査済:平成2年4月25日 廿土建第2-1号 ・完了公告:平成2年6月7日			
	旧宅地造成等規制法	・許可:平成2年3月19日 都整第614号 ・検査済:平成2年4月25日 廿土建第2-2号			
供 給 処 理 施 設 の 状 況	電気	中国電力	下水道	公共下水道整備済	
	上水道	廿日市市水道局 (給水管がないため、自己負担 で引込みが必要です。)			
私道の負担等 に関する事項	なし				
公 共 機 関 等	廿日市市役所 大野支所	約 2.8 km	まちの駅 ADOA 大野		約 2.8km
	廿日市消防本部 大野消防署	約 2.6km	大野東小学校		約 1.6km

	J R 前空駅	約 1.1km	フジタスクエアまるくる 大野	約 1.4km
	池田保育園	約 1.0km	廿日市警察署大野交番	約 2.8km
参 考 事 項	・地盤調査及び土壌調査は行っておりません。 ・地下埋設物調査を行い、地下 50 センチ程度までの地中にあった障害物については撤去しております。ただし、調査の限界により、さらに深い部分については、調査を行っておりません。本物件は、現状有姿での引渡しとなります。（地中障害物の撤去・費用補償等は廿日市市においては行いません。） ・隣接地ブロック塀及びフェンスの一部が、本物件に越境している箇所があります。この越境については、隣接所有者と覚書を締結しています。覚書の内容については所有者が変更した場合も、継承してください。 ・用途地域において許容されている戸建て住宅に限定します。なお、建築物の階数は地階を除いて 2 階以下とします。 ・売却物件の地域には、大野 4 区自治会、前空西 3 丁目町内会といった団体があります。 ・土地引渡し以後においては、十分な注意をもって土地を管理し、近隣住民その他第三者との紛争が生じないよう留意してください。 また、土地の引渡しから 2 年以内に関係法令に基づいた手続きを行い、建築や宅地造成など土地利用行為に着手してください。			

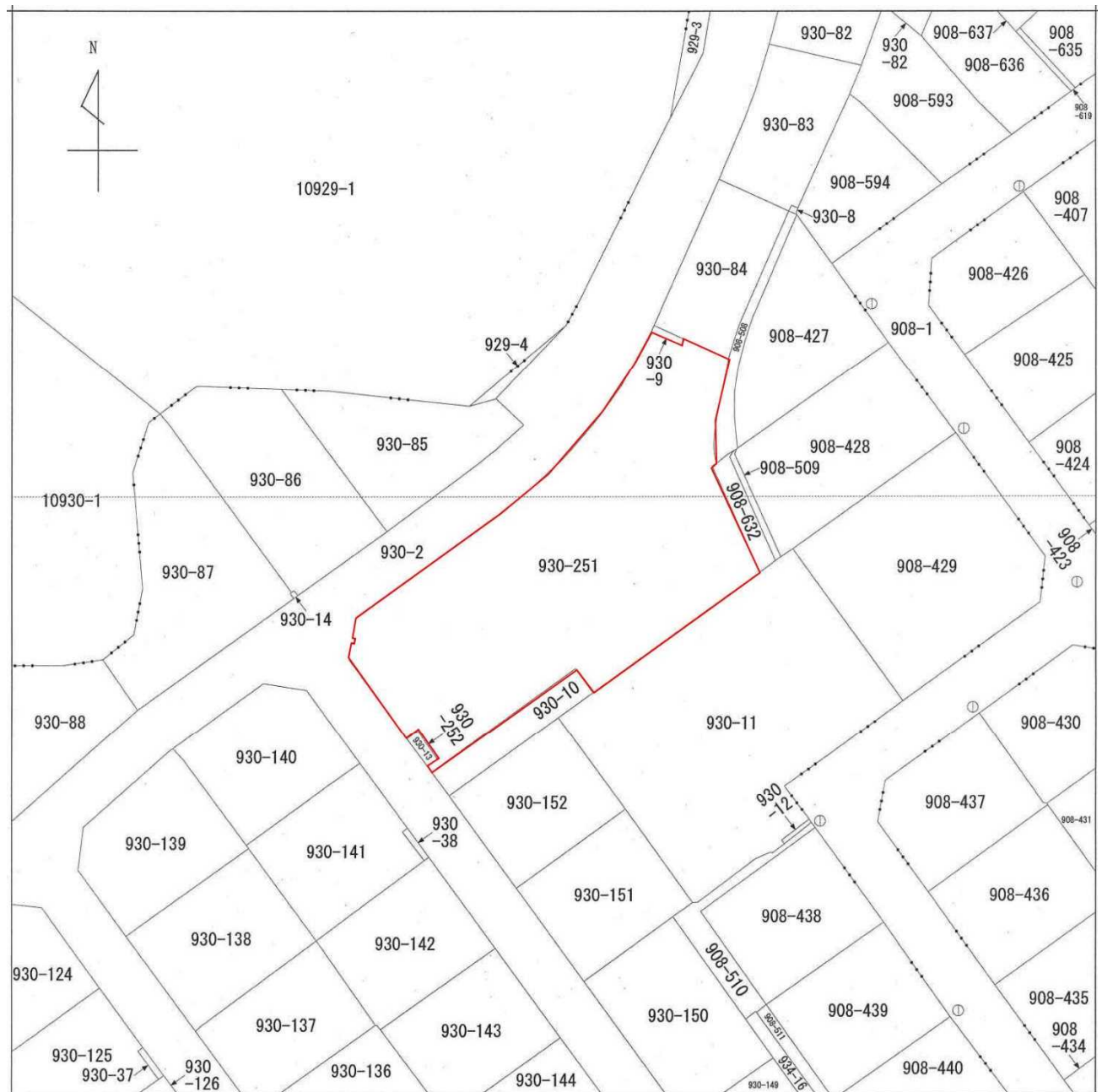


位 置 図



位 置 図

公 义



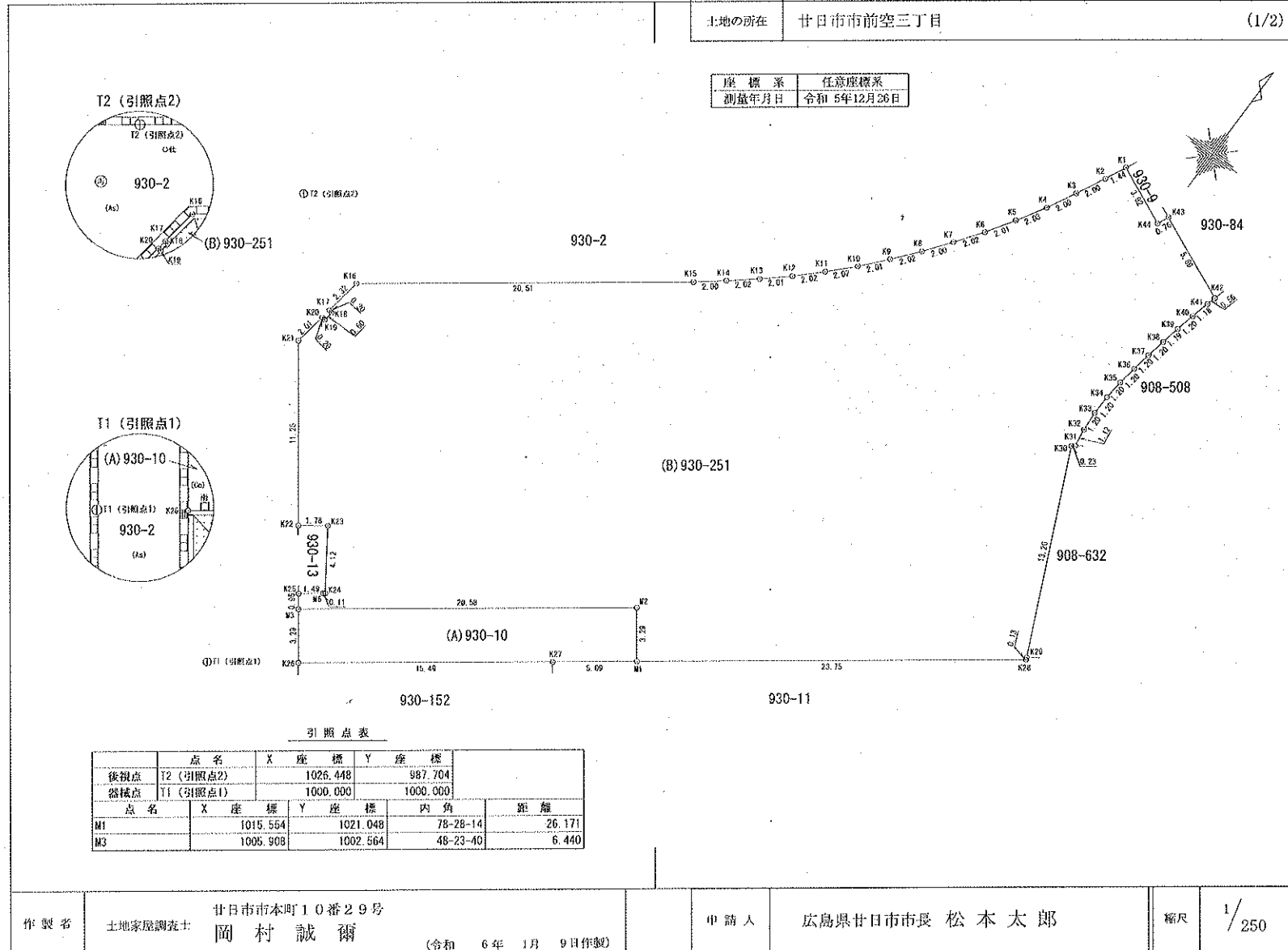
登記年月日：令和6年1月24日

地番	930-10、930-251
土地の所在	廿日市市前三丁目

土地所在図
地積測量図

(1/2)

座標系	任意座標系
測量年月日	令和5年12月26日



参照点表

点名	X座標	Y座標	内角	距離
後視点 T2 (参照点2)	1026.448	987.704		
器械点 T1 (参照点1)	1000.000	1000.000		
M1	1015.554	1021.048	78-28-14	26.171
M3	1005.908	1002.564	48-23-40	6.440

作製者	土地家屋調査士 廿日市市本町10番29号 岡村誠爾 (令和6年1月9日作製)
-----	--

申請人	広島県廿日市長 松本太郎
-----	--------------

縮尺	1/250
----	-------

地番	930-10、930-251	土地所在図 地積測量図
土地の所在	廿日市市前空三丁目 (2/2)	

地番 (B) 930-251					
筆界点	境界線	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1) Yn	距離
K1	既設金属線	1057.528	1027.107	308.132100	1.44
K2	既設金属線	1056.225	1026.487	-3182.109700	2.00
K3	既設金属線	1054.428	1025.592	-3658.286664	2.00
K4	既設金属線	1052.658	1024.658	-3600.648212	2.03
K5	新設金属線	1050.914	1023.607	-3519.160866	2.01
K6	既設金属線	1049.220	1022.521	-3410.107535	2.02
K7	新設金属線	1047.579	1021.336	-3313.210740	2.00
K8	既設金属線	1045.976	1020.127	-3214.420177	2.02
K9	既設金属線	1044.428	1018.824	-3120.657912	2.01
K10	既設金属線	1042.913	1017.502	-3015.875828	2.02
K11	既設金属線	1041.464	1016.091	-2908.052442	2.02
K12	既設金属線	1040.051	1014.636	-2781.117276	2.01
K13	既設金属線	1038.723	1013.119	-2648.293066	2.02
K14	既設金属線	1037.437	1011.550	-2555.313674	2.00
K15	既設金属線	1036.187	1009.996	-13639.995980	20.51
K16	新設金属線	1023.932	993.549	-14461.105695	2.32
K17	既設金属線	1021.632	993.208	-2320.133888	0.20
K18	既設金属線	1021.596	993.408	-632.800896	0.60
K19	既設金属線	1020.995	993.324	-562.221384	0.20
K20	既設金属線	1021.030	993.121	-1941.561655	2.01
K21	既設金属線	1019.040	992.810	-10952.679920	11.25
K22	既設金属線	1009.998	999.513	-7987.108383	1.78
K23	既設金属線	1011.049	1000.960	-2365.269440	4.12
K24	既設金属線	1007.634	1003.282	-3493.427924	0.11
M0	新設金属線	1007.567	1003.193	-966.074859	1.49
K25	新設金属線	1006.671	1001.997	-1662.313023	0.96
M3	新設金属線	1005.908	1002.564	11555.552664	20.58
M2	新設プラスチック杭	1018.197	1019.080	9830.045680	3.29
M1	新設金属線	1015.554	1021.048	11790.041256	23.75
K28	既設金属線	1029.744	1040.103	14894.274960	0.13
K29	既設金属線	1029.874	1040.053	12626.243420	13.20
K30	既設金属線	1041.884	1034.562	12581.308482	0.23
K31	既設金属線	1042.035	1034.743	1308.949895	1.12
K32	新設金属線	1043.149	1034.586	2398.170348	1.20
K33	新設金属線	1044.353	1034.523	2493.200430	1.20
K34	新設金属線	1045.559	1034.547	2487.050988	1.20
K35	新設金属線	1046.757	1034.677	2469.773999	1.20
K36	新設金属線	1047.946	1034.860	2462.966800	1.20
K37	新設金属線	1049.137	1035.055	2456.185515	1.20
K38	既設金属線	1050.319	1035.289	2438.105595	1.19
K39	新設金属線	1051.492	1035.523	2434.514573	1.20
K40	既設金属線	1052.670	1035.792	2410.287964	1.18
K41	新設金属線	1053.819	1036.072	1757.178112	0.56
K42	新設金属線	1054.366	1036.215	2907.619290	5.69
K43	既設金属線	1056.625	1030.988	1607.310292	0.76
K44	既設金属線	1055.925	1030.686	930.709458	3.92
				倍面積	2224.684752
				面積	1112.3423760
				地積	1112.34 m ²
合計				1180.2078600	

座標求積表

地番 (A) 930-10					
筆界点	境界線	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1) Yn	距離
M1	新設金属線	1015.554	1021.048	5804.657880	3.29
M2	新設プラスチック杭	1018.197	1019.080	-9830.045680	20.58
M3	新設金属線	1005.908	1002.564	-14973.293340	3.29
K26	既設金属線	1003.262	1004.528	6633.902912	15.49
K27	新設金属線	1012.512	1016.963	12500.509196	5.09
				倍面積	135.730968
				面積	67.8654840
				地積	67.86 m ²

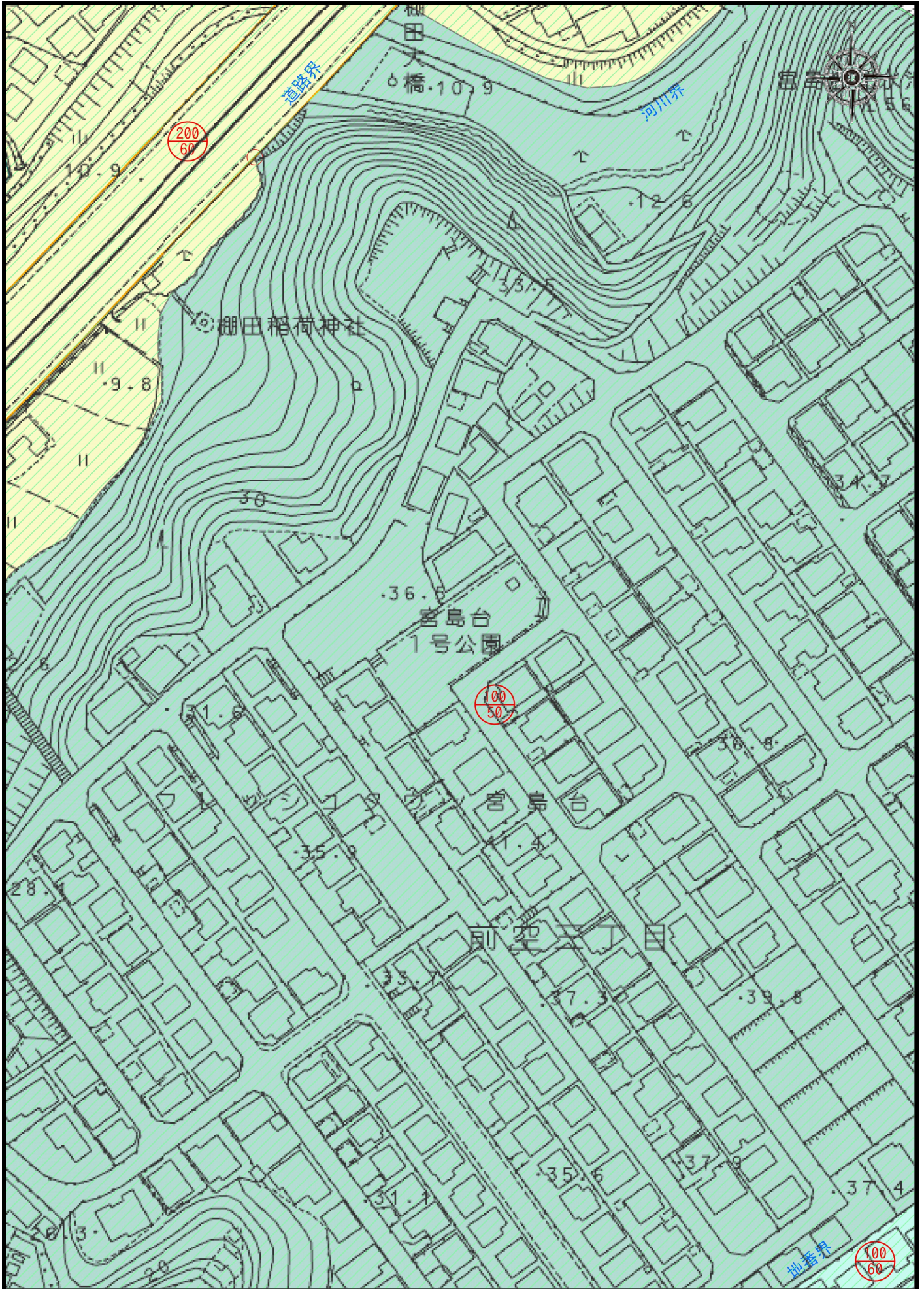
作製者	土地家屋調査士 廿日市市本町10番29号 岡村 誠 爾	中 諸 人	広島県廿日市長 松 本 太 郎	縮尺	1/
(令和 6 年 1 月 9 日作製)					

物件番号 4





広島圏都市計画用途地域計画図



1 / 1,500

特記事項：